

ごかのお知らせ

No.548

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

令和3年度個人町県民税の 税額通知書を発送します

令和3年度の個人町県民税（住民税）は、令和2年中の所得をもとに課税されます。

特別徴収（給与天引き）の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を発送します。

また、普通徴収（各自で納付）、年金特徴（年金天引き）の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を発送します。

○令和3年度の町県民税証明書の交付について

個人町県民税の所得証明書や課税証明書、非課税証明書な

どの交付開始日は次のとおりです。

No.	対象	開始日
①	個人町県民税が全額給与から差し引かれる方	5/14(金)
②	①に扶養されている方 ※収入がある方などは、6/11(金)になる場合があります。	
③	①、②以外の方（各自で納付される方、年金から差し引かれる方など）	6/11(金)

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

軽自動車税の納付と 減免の申請について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限5月31日(月)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限である5月31日(月)までに申請す

ることで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、注意してください。

○減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証、納税通知書、納税義務者の個人番号カードまたは通知カード、納税義務者の身元確認書類、印鑑

※減免申請書は、役場④番窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

小型特殊自動車は 登録が必要です

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などや小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどには、軽自動車税が課税されます。

これらの車両を所有している人は、軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税は、所有していることに基いて課税されますので公道走行の有無とは関係ありません。

○登録に必要なもの

所有者の印鑑
販売証明書（車台番号・メーカー名・排気量の記載があるもの）

※譲り受けた車両などで販売証明書がない場合は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

道路に農地の泥を落とさないように注意しましょう

トラクターや田植え機等の農業機械を使用後、農地から公道に出る際には、必ず泥を落とすから走行するようにお願いします。

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者や自転車、車いすなどの通行の妨げになり大変危険で、砂ぼこりの原因にもなります。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。

なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）